議案第６１号

さいたま市市長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市市長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成２５年２月１４日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

さいたま市市長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市市長等の給料の特例に関する条例（平成２１年さいたま市条例第４８号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附　則	附　則
１　［略］	１　［略］
（平成２５年４月に支給する市長及び副市長の給料の特例）	
２　平成２５年４月に支給する市長及び副市長に対する給料の額は、第１条本文の規定にかかわらず、市長にあってはさいたま市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例第３条第１号に定める給料月額からその額に１００分の２０を乗じて得た額を減じた額、副市長にあっては同条第２号に定める給料月額からその額に１００分の１２を乗じて得た額を減じた額とする。	
（平成２５年４月に支給する教育長の給料の特例）	
３　平成２５年４月に支給する教育長に対する給料の額は、第２条本文の規定にかかわらず、さいたま市教育委員会教育長の給与等に関する条例第３条に定める給料月額からその額に１００分の１０を乗じて得た額を減じた額とする。	
４　［略］	２　［略］

附　則

この条例は、平成２５年４月１日から施行する。